令和8年8月1日現在

地域密着型　特別養護老人ホーム　養生の杜カムイ（ユニット型）ご利用料金

（単位：円）

			要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
介護保険給付	介護保険施設ｻｰﾋﾞｽ費		6,820	7,530	8,280	9,010	9,710
	栄養マネジメント強化加算		110				
	サービス提供体制強化加算Ⅲ		60				
	看護体制加算Ⅰ		120				
	看護体制加算Ⅱ		80				
	夜勤職員配置加算Ⅱ		460				
	口腔衛生管理加算Ⅱ（月額）		1100				
	褥瘡マネジメント加算Ⅰ（月額）		30				
	個別機能訓練加算Ⅰ		120				
	個別機能訓練加算Ⅱ（月額）		200				
	個別機能訓練加算Ⅲ（月額）		200				
	協力医療機関連携加算（月額）		500				
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ（月額）		100				
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ（月額）		50				
	生産性向上推進体制加算Ⅱ（月額）		100				
	精神科医療養指導加算（日額）		50				
	科学的介護推進体制加算Ⅱ（月額）		500				
	ADL維持等加算Ⅱ（月額）		300				
	自立支援促進加算（月額）		2800				
	介護職員処遇改善加算Ⅱ		（介護保険分合計の17.2%）				
	介護給付額計（30日）		281,843	306,806	333,176	358,843	383,455
	1割負担額		28,184	30,681	33,318	35,884	38,345
	2割負担額		56,369	61,361	66,635	71,769	76,691
	3割負担額		84,553	92,042	99,953	107,653	115,036
自己負担分	食費（30日）	第１段階	9,000	（ 300 ／日 ）			
		第２段階	11,700	（ 390 ／日 ）			
		第３段階①	20,400	（ 680 ／日 ）			
		第３段階②	42,600	（ 1,420 ／日 ）			
		第４段階	46,350	（ 1,545 ／日 ）			
	居住費（30日）	第１段階	26,400	（ 880 ／日 ）			
		第２段階	26,400	（ 880 ／日 ）			
		第３段階①	41,100	（ 1,370 ／日 ）			
		第３段階②	44,100	（ 1,470 ／日 ）			
		第４段階	61,980	（ 2,066 ／日 ）			
ご利用者負担額計（30日）		第１段階	63,584	66,081	68,718	71,284	73,745
		第２段階	66,284	68,781	71,418	73,984	76,445
		第３段階①	89,684	92,181	94,818	97,384	99,845
		第３段階②	114,884	117,381	120,018	122,584	125,045
		第４段階（1割負担の方）	136,514	139,011	141,648	144,214	146,675
		第４段階（2割負担の方）	164,699	169,691	174,965	180,099	185,021
		第４段階（3割負担の方）	192,883	200,372	208,283	215,983	223,366

※外泊及び入院中も居住費をお支払いいただきます。なお、利用者負担第1段階及び第2段階の方は、外泊及び入院された日の8日目以降は、居住費（1,330円/日）、第3段階の方は、外泊及び入院された日の8日目以降は居住費（2,066円/日）をご負担いただきます。

※電気代として、テレビ、冷蔵庫、パソコン、充電式携帯電話及び髭剃り、扇風機、CDラジカセ等につきましては1か月あたり1台500円、電気毛布や電気ヒーター等につきましては1か月あたり1台1,500円をご負担いただきます。また個別に酸素濃縮装置、吸入器等の医療機器を使用する場合は、別途電気代をいただきます。酸素濃縮装置については１ℓまで月1,500円・２ℓまで3,000円・３ℓまで4,500円、吸入器については1日10円をご負担いただきます。

※事務管理手数料として1月1,000円をご負担いただきます。

※第3段階①は年金収入等が80万円超120万円以下の方。第3段階②は年金収入等が120万超の方。
①②ともに、世帯の全員が市民税非課税の方（世帯分離をしている配偶者を含む）

※食費・居住費について、第1段階～第3段階②までは介護保険負担限度額認定が適用されます。

加算の種類		加算条件	費用	
個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ		理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を行う場合（Ⅰ）、さらに計画を厚生労働省に提出している場合（Ⅱ）、入所者の口腔の健康状態や栄養状態に関する情報を相互に共有している場合（Ⅲ）	120円／日、200円/月、200円/月 条件を満たせば同時算定可能	
療養食加算		医師の指示に基づく療養食を提供した場合	60円／回	
初期加算		新規入居や30日以上の入院から戻ってきた場合(30日間加算)	300円／日	
入院、外泊時加算		外泊又は入院をされた場合。(入院日(外泊日)の翌日から6日間加算。また、月をまたがる場合は、最大12日間加算)	2,460円／日	
口腔衛生管理加算Ⅱ		歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合	1,100円／月	
再入所時栄養連携加算		1度退所された方が、医療機関に入院し再入所される際で、以前入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、医療機関の管理栄養士と当管理栄養士が連携し栄養計画を立案した場合	2,000円／回	
排せつ支援加算		適切な対応により排せつの要介護状態を軽減できると医師、医師と連携した看護師が判断した方に対し、医師、看護師、介護職員等が共同し支援計画を作成し、計画に基づき支援を行う場合	1,000円／月	
褥瘡マネジメント加算Ⅰ・Ⅱ		褥瘡発生を予防する為に定期的評価を行い、医師、看護師、介護職員等の多職種が共同し褥瘡ケア計画を作成し、計画に基づき褥瘡管理を行う場合	30円/月(Ⅰ)、130円/月(Ⅱ) 併算不可	
経口移行加算		経管により食事を摂取する方が、経口摂取を進めるために、医師又は歯科医師の指示に基づく栄養管理を行う場合(180日を限度)	280円／日	
看取り介護加算Ⅰ	看取り介護加算1	医師が終末期であると判断した方について、医師、看護師、介護職員等が共同し、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行ない、当該施設以外の介護保険施設又は医療機関において死亡した場合(45日限度)	死亡日以前31日～45日	720円／日
	看取り介護加算2		死亡日以前4日～30日	1,440円／日
	看取り介護加算3		死亡日前日、前々日	6,800円／日
	看取り介護加算4		死亡日	12,800円／日
看取り介護加算Ⅱ	看取り介護加算1	医師が終末期であると判断した方について、医師、看護師、介護職員等が共同し、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行ない、当該施設内において死亡した場合(45日限度)	死亡日以前31日～45日	720円／日
	看取り介護加算2		死亡日以前4日～30日	1,440円／日
	看取り介護加算3		死亡日前日、前々日	7,800円／日
	看取り介護加算4		死亡日	15,800円／日
退所時等相談援助加算	退所前訪問相談援助加算	退所に先立ち居宅を訪問し、退所後の保健医療福祉サービスについて、家族等に相談援助を行った場合 (入所中1回又は2回)	4,600円／回	
	退所後訪問相談援助加算	退所後に居宅等を訪問し、家族等に相談援助を場合 (退所後1回限り)	4,600円／回	
	退所時援助加算	退所時に相談援助を行った場合(1回限り)	4,000円／回	
	退所前連携加算	退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合 (1回限り)	5,000円／回	
経口維持加算Ⅰ		経口により食事を摂取されている方のうち、摂食機能障害や誤嚥の恐れがある方について医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して食事の観察及び会議等を行い、経口維持計画を作成した上で栄養管理を行う場合	4,000円／月	
経口維持加算Ⅱ		経口維持加算Ⅰにおいて行う食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士を加えた場合	1,000円／月	
認知症行動・心理症状緊急対応加算		医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所の必要があると判断した者に対して、施設サービスを行った場合（7日限度）	2,000円／日	
若年性認知症利用者受入加算		個別に担当者を決め、若年性認知症利用者の特性やニーズに応じた、サービス提供を行います	1,200円／日	
自立支援促進加算		医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも3か月に１回、医学的評価の見直しを行い、自立支援計画等の策定等に参加する場合	2,800円／月	
ＡＤＬ維持等加算Ⅰ・Ⅱ		初月のＡＤＬ値や要介護認定の状況等に応じた値と6か月後のＡＤＬ値を比べて数値化し、身体機能が維持向上に努める場合	300円／月（Ⅰ）、600円／月（Ⅱ） 併算不可	
安全対策体制加算		外部研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、入所時１回を限度として算定	200円／回	
科学的介護推進体制加算Ⅱ		入所者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報、加えて疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出している場合	500円／月	
栄養マネジメント強化加算		常勤の管理栄養士を配置し、他の専門職が共同してご利用者ごとの摂食機能を考慮した食事調整を実施。入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出している場合	110円／日	
看護体制加算Ⅰ・Ⅱ		常勤の看護職員を１名以上配置している場合。なおかつ事業所の看護職員と連携して、24時間連絡できる体制を確保している。	120円／日(Ⅰ)、80円／日(Ⅱ) 併算定可能	
日常生活継続支援加算		前6か月間の新規入居者の総数のうち、要介護４もしくは要介護５の割合が７０％以上、または日常生活に支障をきたし介護が必要な認知症（認知症高齢者自立度Ⅲa以上）の方の割合が６５％以上、または痰の吸引等が必要な方の占める割合が１５％以上いる場合において、入居者６名に対し介護福祉士を１名以上配置している場合	460円／日	
夜勤職員配置加算Ⅱ		夜勤を行う介護職員を基準人数以上配置している場合	460円／日	
協力医療機関連携加算		協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合。	500円／月	
退所時栄養情報連携加算		特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入居者の栄養管理に関する情報を提供した場合	700円／回	
退所時情報提供加算		医療機関へ退所する際に、必要な情報を提供した場合。一人1回に限り算定。	2500円／回	
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ・Ⅱ		特定の医療機関から3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合。加えて当該医療機関が第二種協定指定医療機関と指定されていること。その病院から施設内感染対策	100円／月(Ⅰ)・50円／月（Ⅱ） 併算定可	
生産性向上推進体制加算Ⅱ		利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催、見守り機器のテクノロジーを一つ以上導入し、業務改善の取り組みによる効果を示すデータを提供した場合	100円／月	
精神科医療養指導加算		精神科を担当する医師による療養指導が月に２回以上行なわれている場合	50円／日	
介護職員等処遇改善加算Ⅱ(ロ)		介護職員の処遇改善及び質の向上のための計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている場合	17.2%／月	

（※加算については要件により変更することがあります。その際は文書でお知らせをいたします。）